

千葉県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画公園を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉県都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和5年4月28日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類及び名称

都市計画公園 5.5.5号 大百池公園

2 都市計画を定める土地の区域

千葉県緑区おゆみ野中央2丁目、中央区南生実町の各一部